

○在宅要介護者訪問歯科健康診査のお知らせ

後期高齢者医療に加入されている在宅の要介護者を対象に、在宅で歯科健診や歯科保健指導を行うことで、口腔機能の維持回復を促し、高齢者の低栄養や誤嚥性肺炎の予防することを目的に、訪問歯科健康診査を行います。

▶対象者

自力で歯科医院に通院することが困難な在宅の要介護者で、次の要件を全て満たす徳島県後期高齢者医療被保険者。

- 1) 要介護3・4・5の認定を受けている方
- 2) 介護保険の居宅療養管理指導（歯科医師・歯科衛生士によるもの）及び口腔機能向上加算を受けていない方
- 3) 医療保険の訪問歯科診療・訪問歯科衛生指導を受けていない方
- 4) 令和3年度歯科健康診査を受けていない方

▶申込方法

広域連合ホームページをご覧くださいか「徳島県後期高齢者医療広域連合 事業課」までご連絡ください。

※申請前に、必ず担当ケアマネジャーに相談してください。ケアマネジャーによる代理申請も可能です。

※対象者と決定した方には訪問歯科医・歯科衛生士をご自宅等に派遣いたします。

▶費用

無料 ※ただし、その後の歯科治療については有料

▶期間

令和3年9月1日～令和3年12月末



※新型コロナウイルス等の影響により、変更・中止になる場合があります。

【お問い合わせ】

徳島県後期高齢者医療広域連合事務局 事業課

徳島市川内町平石若松 78 番地 1

☎ 088 - 677 - 3666